

令和2年第3回 総務文教委員会会議録

令和2年5月8日

第2委員会室

開 会： 午前10時36分

委員 長 町野 道明

副委員 長 柘植 晃

2番委員 橋本 平紀、3番委員 千藤 安雄、4番委員 遠山 信子、5番委員 鵜飼 伸幸

委員長 ; それでは全員おそろいでございますので、ただ今から、令和2年第3回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに小坂市長、ご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 改めまして、おはようございます。

本日は第3回となりました、総務文教委員会ということで、よろしくお願いいたします。

先ほどもご説明申し上げましたように、主なものは、特別定額給付金ということでございます。

先ほど部長に伺いましたら、既に本日、国からは入金の手配ということでございまして、これを一刻も早く皆様にお配りするというのが私どもの使命とっております。申請書は既にでき上がってきまして、今日、封詰めをして、本日、明日には発送して、週明けには、皆様から口座番号を入れていただいてご返送いただくと。こんな手順で進めております。

一刻も早い事務処理を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、後藤議長、ご挨拶をお願いいたします。

議長 ; それでは皆さん、大変ご苦労さんでございます。

市長さんのほうからお話があったように、特別定額給付金、本当に事務のほう、大変な思いをされておられると思いますけれども、これをスムーズに皆さんの手に渡る

ように、また引き続いての御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、きょう委員会に付託をされました議案の審議でございます。慎重審議をよろしくをお願いしたいと思います。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; それでは、「議第53号 令和2年度恵那市一般会計補正予算（第2号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4番委員 ; 8ページのところですが、よろしいですか。お願いします。

いろいろと、大変、国の中で、今回、市からも、いろんなご配慮していただいております。

この繰越金ですが、今回、6,014万2,000円出していただいて、4月の補正では、1億6,271万6,000円と繰越金をいただいたんですが、これで合わせて2億2,300万円の繰越金で、これだけのことができたということと、また、この後、いろんなことが起きるかと思いますが、どのくらいの繰越金が見込まれるのかということが、お聞きしたいんですけども、お願いします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい、よろしくお願いします。

繰越金につきましては、現在、当初予算と合わせて5億2,285万8,000円という予算になっております。まだ、決算をしていないので、はっきりとした数字は申し上げられないところですけども、今現在だと11億円ほど見込んでおります。まだ、はっきり確定しておりませんので、今後、一般財源につきましては繰越金も含めて、これから、このコロナウイルスの関係で中止が決定したイベント等、そういったものを予算減額をして、財源を目指すだとか、あと、国のほうの地方創生臨時交付金、こちらのほうが国から恵那市に配付されますので、そういった予算を活用しまして、財源を生み出していきたいと考えております。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; ここでお聞きするのはあれかもしれませんが、今回、この繰越金をもって、こども支援金、市の独自の、国からとはまた違って市の独自の支援をしており、こども 1 万円ということですので、本当にうれしいなと思っております。

それで、市長さんに一言だけここでお願いしたいんですが、ぜひ、この 10 万円もらうお金と全く別物だし、国からの 1 万円とまた違う品物ですので、この使い方について、市の願いというものについて、

(「これは市民福祉」と言うものあり)

市民福祉ですか、ここでは駄目なの。すいません。これ聞きたいと思ったんですが、ごめんなさい。

委員長 ; 他にございませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 20 ページ、21 ページのところをお願いいたします。

先ほど 17 ページのところ議員からも質問ありましたけども、この給与費明細書について、お聞きいたします。

ここで、括弧内は会計年度任用職員っていうふうに 5 人の数がありますが、この方たちは会計年度任用職員っていうようなことが出ましたが、これはコロナ対策としての雇用ということで今、自治体ではこういうことが進んでるっていう話の一つでもありますので、その関係ということもあつての 5 名の方の会計年度任用職員っていう内容でしょうか。違いますか、教えてください。

委員長 ; まちづくり企画部長。

まちづくり企画部長 ; お尋ねの会計年度任用職員につきましては、先ほど本会議でご説明いたしました非常勤職員報酬が内訳となっております。

今回の特別定額給付金支給の事務に関しましても、会計年度任用職員を時間給として、延べ 2 カ月間、およそ 5 名の方を雇用して事務にあたっていただきたいということで計上しております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; すみません、時給、ちょっと教えていただけないですか。時給はどのぐらいで計算されていますか。

委員長 ; まちづくり企画部長。

まちづくり企画部長 ; はい。現在の積算の単価として、時間 883 円でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第53号 令和2年度恵那市一般会計補正予算(第2号)(歳入歳出所管部分)」

は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第53号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第54号 恵那市税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4番委員。

4番委員 ; この条例でいうと、恵那市にあたっては、これに適用する業者さんがどのくらいみえるかと思しますので、ぜひ、教えていただきたいと思いますが、もう一つは裏の24ページの第23条に関わってくることですけども、コロナに関して、市の業者さんの中から、このような相談等があるか教えてほしいと思しますので、お願いします。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 税条例の今回の改正につきまして、恵那市に適用するものでございますけども、順番にいきますと、寄附金控除の関係でいきますと、チケット等の辞退をされた方が対象になりますけども、ただ、この辞退をされた方がどのくらいみえるのかが把握できませんので、今後、文化庁とかスポーツ庁のイベントに対してのホームページでアップされたものが対象になり、申請の申し出をされた方が対象になりますので、具体的な数字は答えることができません。

続きまして、住宅ローン関係でございますけども、これにつきましても、実際、どの程度の方が対象になってくるのかということでございますけれども、コロナの影響によって入居が延びた方が対象になりますので、その方がどのくらいみえるかが今後、申請によって把握した段階で対象になってまいります。

続きまして、固定資産税関係でいきますと、中小事業者等に関する償却資産及び事業用家屋につきましての軽減措置でございますけども、これは新規のものでございまして、ことしの2月から10月までの3カ月の間に、実際に昨年度の同期と比べて、30%以上50%未満減少の方が2分の1減額、もしくは50%以上減額の方は全額減額されるというもので、これについても申請に基づきますので、具体的にどの程度と

いうものは、今現在お答えすることはできません。

生産性革命の実現に向けてにつきましても、制度的には今ございますけれども、これにつきましてもコロナの影響によって、どの程度、申請があるかが今後、鍵になってまいりますので、申請した方が対象になってまいります。今現在では、何名ということはお答えできません。

徴収猶予の関係でございますけれども、4月末現在で26件の申請の相談がありまして、その方たちの税額を積み上げますと約1,830万円で、その金額を申請されるのではないかと考えます。ただ、これにつきましては、固定資産税の納付書を送った段階でございますので、今後、市県民税等の納付書を送付させていただく中で、また相談等が増えてくると考えております。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第54号 恵那市税条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第54号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第55号 恵那市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第55号 恵那市都市計画税条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第55号」は原案のとおり、可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書作成については、正副委員長に一任
いただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和2年第3回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時50分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 町野道明